

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

III 社会保障

3 つづく構造的な改革

今期は高齢化社会への方向づけが示されるとともに、老人保健法の改正など、具体的な制度改正がひきつづきおこなわれた。

老人保健法の改正

七〇歳以上の老人を対象とする老人保健制度は、医療費の一部負担制度の導入、予防的な観点からの保健事業の実施などを内容として一九八三年三月から施行された。その際、保険者の拠出金の算定方法については「法律の施行後三年以内を目途として所要の措置が講じられるべきものとする」(同法、附則第四条)とされていた。これを受けて、八五年三月一八日、厚生省の老人保険審議会は制度の見直しについての審議を開始した(本年鑑、一九八六年版参照)。同審議会は、八五年七月一八日、(1)保険事業、(2)中間施設、(3)老人の診療報酬のあり方、(4)加入者按分率、(5)一部負担等について中間意見をまとめた。この意見等を踏まえ、厚生省は八六年二月一四日、第一〇四通常国会に改正案を提出した。

この改正案は、同年六月の衆議院解散にともなって審査未了・廃案となり、同年九月一一日、第一〇七臨時国会に再提出され、同年一二月一九日成立した。

改正法の概要

改正法の概要は、以下の三点である。

(1)一部負担の改定

外来については、一ヵ月四〇〇円から八〇〇円に、入院については一日三〇〇円から四〇〇円に、入院の場合の二ヵ月間の限度期間を撤廃する(ただし、低所得者については従前どおり)。

(2)加入者按分率の引き上げ

これまでの四四・七%の加入者按分率を、八六年度は八〇%、八七～八九年度は九〇%、九〇年度に一〇〇%と段階的に引き上げる。

(3)老人保健施設の創設

八五年一月二四日に内閣総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会のおこなった建議において従来の老人病院と特別養護老人ホームの比較のうえ、両者の「中間」的機能をもつ施設の創設について提案された(本年鑑、一九八六年版参照)。その後、八五年八月二日、厚生省の「中間施設に関する懇談会」が「要介護老人対策の基本的考え方といわゆる中間施設のあり方について」報告された。この報告を受けて、寝たきり老人等にたいして医療サービスと生活サービスをあわせて提供する施設として、新たに「老人保健施設」が創設されることになり、老人医療受給対象者が老人保健施設を利用した場合、老人保健施設療養費を支給することとなった。

施設の開設にあたっては都道府県知事の許可が必要であり、許可の取消しにあたっては都道府

県医療審議会の意見を聞く。施設は知事の承認を受けた医師が管理するが、知事の承認を受けて医師以外の者に管理させることができることとされた。

行財政改革

八六年五月八日、国の補助金等の臨時特例等に関する法律が施行され、八六年度から八八年度までの各年度における地方公共団体にたいする国の負担または補助の割合がつぎのように引き下げられることとなった。

(1)児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの六法律によるものについては、本来の補助率が一〇分の八となっており、八五年度は一〇分の七とされていたが、八六年度から八八年度の各年度においては一〇分の五とすること。

(2)精神衛生法、生活保護法、老人福祉法などの六法律によるものについては、本来の補助率が一〇分の八となっており、八五年度は一〇分の七とされていたが、八六年度から八八年度の各年度においても一〇分の七とすること。

(3)児童扶養手当法によるものについては、本来の補助率が一〇分の八となっており、八五年度も一〇分の八とされていたが、八六年度から八八年度の各年度においては一〇分の七とすること。

八六年一月一九日、地方公共団体の執行機関が国の機関としておこなう事務の整理および合理化に関する法律が成立し、国と地方の機能分担を見直し、地方の自主性・自立性の強化を図るため機関委任事務の整理合理化と地方への権限委譲がおこなわれることとなった。この法律においては、政府全体で四三法律・六一事項について改正がおこなわれたが、厚生省関係では、社会福祉法人の設立認可権限の知事への委譲、保育所・老人ホーム等への入所事務の団体事務化など一五法律・三〇事項について所要の措置がとられた。

社会福祉制度の見直し

中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会および身体障害者福祉審議会の福祉関係三審議会は合同企画分科会をもうけ、八六年一月一四日から、社会福祉制度の見直しにかんする審議を開始した。そのおもな検討事項としては、(1)社会福祉の範囲、(2)公私の役割分担、(3)施設福祉と在宅福祉の連携のあり方、(4)実施主体と実施体制のあり方など広汎な分野にわたっている。

社会保険制度の改革

社会保険制度については、八四年一〇月から施行された健康保険法の改正および八六年四月から施行された年金制度の改革(本年鑑、一九八五年版および八六年版参照)が実施された。

今後、「医療保険制度については、六〇年代後半のできるだけ早い時期に、八割程度の給付への統一と保険者間の負担の不均衡を調整していくことを内容とする医療保険制度の一元化を実現させていくこと」、「七〇年を目途とする公的年金制度全体の一元化に向けて、給付と負担の両面において年金制度間の調整を進めていくこと」とされている(『厚生白書』、昭和六一年版、三五ページ)。

なお、厚生省は八七年一月一四日、「国民医療総合対策本部」を設置したが、この本部においては、医療供給体制を含め医療システム全体を見直すこととされており、健康保険制度のあり方もこのような文脈のなかで検討されることになろう。年金制度については、八六年四月二三日から検討を開始した「企業年金等研究会」が企業年金の総合的な育成強化方策の検討を開始した。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
